

公益財団法人石川文化振興財団  
会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は定款第37条の規定に基づき、公益財団法人石川文化振興財団（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 この法人の活動を賛助する法人、団体及び個人は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

(理事会への報告)

第3条 理事長は、会員の入退会の状況を理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第5条 会員は、毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- |                 |     |        |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 法人・個人（永久会員） | 1 口 | 100 万円 |
| 法人（年間会員）        | 1 口 | 5 万円   |
| 個人（年間会員）        | 1 口 | 1 万円   |

(会員の特典)

第6条 会員は次の特典を享受することができる。

法人・個人（永久会員）及び法人（年間会員）

- (1) 会員証の発行を受け、会員証の提示により1回につき5名まで無料で入館できる
- (2) 職員による館内案内を受けることができる
- (3) 館内のボードやウェブサイト等に企業名を掲示（希望者）
- (4) 会員向けの特別なイベントを企画、ご案内を受けることができる
- (5) 休館日、営業時間終了後に展示室貸切（別料金）をすることができる

個人会員

- (1) 会員証1枚の発行を受け、会員証の提示により無料で入館できる

- (2) 館内のボードやウェブサイト等に会員名を掲示（希望者）
- (3) 会員向けの特別なイベントを企画、ご案内を受けることができる

（会費の使途）

第7条 第6条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（除名）

第8条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
- (2) 正当な理由がなく会費を1年以上滞納したとき

（退会）

第9条 会員はいつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則 この規程は、令和3年4月2日より施行する。